

宮城県公報

発 行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)
2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告示

- 公 告

○選挙管理委員会

○教育委員会

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達と
同等以上の知識及び技能を有する者の指名

○土地改良事業計画変更の適当の決定

○道路の供用開始（二件）

○建築士法第十五条第三号の規定により同条に
該当する者によるもの

○教育委員会定例会の開催

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成一〇年四月一日～三月三十日）

○資金管理団体の届出事項の異動届

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サー
ビスの認証申請

○県営土地改良事業換地計画の総覧

○保安林の指定の予定（三件）

○保安林の指定施業要件の変更

○建設業許可の取消し

○道路の区域変更

一〇九九九八

事業所番号	所在地の名称及び番地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇三〇〇一〇六	塩竈市ひまわり園 番一 市藤倉二丁目二	児童デイサービス		
と の 森	特定非営利活 動法人さわお			
十 番 一 一 一	平成二十一年 十月一日			

第十九条第一項に規定する指定障害福祉サー
ト第一条第一号の規定により告示する。

三 定款に記載された目的
二 主たる事務所の所在地
一 仙台市太白区四郎丸字前九十一番地
この法人は、誰もが共に生きしていくことができる社会の実現を目指し、障害のある人もない人も共に生き共に働く場の運営や支援、及び、生活の場の運営や支援等を行い、私たちの暮らす仙台・宮城の地の福祉活動の発展に寄与することを目的とする。

宮城県知事
村井嘉浩

○宮城県告示第九百七十三号
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第一二五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第一項の規定により告示する。

○富城県告示第九百七十四号	障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十一年十月十日	
○富城県知事 村井嘉浩	

七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年十月十日

宮城県知事　村井嘉浩

- 一　縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二　縦覧期間

平成二十年十月十六日から平成二十年十一月十四日まで

三　縦覧場所

石巻市役所

○宮城県告示第九百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十年十月十日

宮城県知事　村井嘉浩

- 一　保安林予定森林の所在場所
登米市津山町横山字大畑二一四の七、二一四の九

二　指定の目的

水源のかん養

三　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(一)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(二)　主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略）その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十年十月十日

宮城県知事　村井嘉浩

- 一　保安林予定森林の所在場所
登米市登米町大字日根牛字北沢山五〇の一五、五〇の一六、五〇の一八、五〇の三五、二一八の九七

二　指定の目的

水源のかん養

三　指定施業要件

- (一)　主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二)　主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略）その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十年十月十日

宮城県知事　村井嘉浩

- 一　保安林予定森林の所在場所
登米市登米町大字日根牛字北沢山五〇の一五、五〇の一六、五〇の一八、五〇の三五、二一八の九七

二　指定の目的

水源のかん養

三　指定施業要件

同市枝野字北島八九番一地先まで
後
二・〇
一三・五
一三〇・〇

○宮城県告示第九百八十二号
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年十月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

県道	種道路類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
角田山元線			同市枝野字青木一五五番七三地先から 同市枝野字北島八九番一地先まで	平成二十年十月十日

○富士吉田市告示第百四十一号
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年十月十日から三十一日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月一日

県道	種道路類の 路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
丸森柴田線	角田市枝野字北大坊一六番一地先まで 枝野字北島一七番一地先まで	角田市枝野字北大坊一六番一地先から	平成二十年 十月十日

○宮城県告示第九百八十四号
建築士法（昭和二十五年法律第一四一号）第十五条第三号の規定に基づき、同条第一号及び第一二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を次のとおり定める。

宮城県知事 村井嘉浩

宮城県知事
村井嘉浩

学校種別
修業年限
指 定 科 目
経験年数

た後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(注) 指定科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学(短期大学を除く)。

はあつては、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十一条）の規定の例によるものとし

の規定の例によるものとし、学校教育法による高等専門学校にあつては、高等専門学校設置

基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校に

あつては、大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあつては、短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては、高等学校学習指導要領（平成十五年文部省告示第五十八号）の規定の例によるものとする。

年文部省告示第五十八号)の規定の例によるものとする。

校による中等教育法		学校種別		修業年限	指定期目		経験年数	校による中等教育法		十年 単位	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	
二年	三年	一年	二年		一年	二年		四年	二年		平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	
平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	三年	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	五年	四年	二年	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	
平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	二年	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	四年	三年	二年	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	

(注) 指定科目の欄に掲げる科目的単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあつては、専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第一号)の規定の例によるものとし、学校教育法による各種学校にあつては、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

三 次の表の学校種別の欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の指定科目的欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築業務の経験を有する者

校による中等教育法		学校種別		修業年限	指定期目		絏験年数	校による中等教育法		十年 単位	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	
二年	三年	一年	二年		一年	二年		四年	二年		平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	
平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	三年	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	五年	四年	二年	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	
平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	二年	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	四年	三年	二年	平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目	

一年	五年
平成二十年国土交通省告示第七百四十三号の第一に規定する科目	平成二十年国土交通省告示第七百四十四号の第一に規定する科目

- (注) 指定科目の欄に掲げる科目的単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。
- 四 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に「一級・木造建築士の受験資格の認定を受けた教育機関を卒業し、建築に関する実務の経験を各教育機関」として定めた建築に関する実務経験の年数に満たない者で、施行日以後の建築に関する実務経験の年数を合わせて各教育機関」として定めた年数以上を有することとなる者
- 五 施行日前から引き続き「一級・木造建築士の受験資格の認定を受けた教育機関に在学する者で、施行政日以後にこれらの教育機関を卒業した後、施行日前に「一級・木造建築士の受験資格の認定を受けた教育機関」として定めた建築に関する実務経験の年数以上を有することとなる者
- 六 建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)第十七条の十八に規定する建築設備士七 前各号に掲げる者のか、知事が建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者と認められる者

附 則

- 1 この告示は、平成二十年十一月二十八日から施行する。
- 2 昭和二十六年宮城県告示第五百三十四号は廃止する。

○宮城県告示第九百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、石巻市北方土地改良区が行う土地改良事業(維持管理事業)計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴え提起することができる。

平成二十年十月十日

宮城県東部地方振興事務所

所長 和泉長衛

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業(維持管理事業)変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年十月十日から平成二十年十一月十日まで

三 縦覧場所

石巻市役所、石巻市役所河北総合支所、石巻市役所桃生総合支所、登米市役所及び登米市役所津山総合支所

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十年十月十日

宮城県知事 村井嘉浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品 気象測器（六式）
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十一年三月二十五日

4 納入場所 女川モニタリングステーション他

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。
（一）地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七條の四の規定に該当しない者であること。
（二）富城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登載されていること。

3 2以外の者で入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定により、なお從前の例によることとされる更生事件に係るものと含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があつた場合には、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 公告の日から開札の日まで指名停止の措置を受けていない者であること。

6 当該物品に對して迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

7 入札参加資格申請場所及び提出期限 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二・二二二一）

一 三三三三）へ平成二十年十月二十七日午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県出納局契約課物品班（担当 曹八治 電話〇二二二・二二一・三三三三三）

2 入札説明書の交付期限

平成二十年十月三十一日午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十年十月二十九日まで1あて必着のこと。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十年十一月七日までに必要書類を提出するとともに、開札日までの間ににおいて、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所

（一）日時 平成二十年十一月二十日午後五時まで

（二）場所 1に同じ。

（三）郵送による場合は、（一）の日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到着すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の入札執行の場所及び日時までとする。

5 入札執行の日時及び場所

平成二十年十一月二十一日午前十時 第一入札室（宮城県行政庁舎二階）

四 入札に参加することができない者

- 1 一に定める資格を有しない者及び二の3の審査により資格を有しないとされた者
- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条 第九十八条、第一百十三条及び第一百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する

消費税額及び地方消費税額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）を加えた金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の四十五分の五と相当する金額を入れ書に記載する。

5 落札者の決定の方法 本公司に示した業務を履行するに知事が判断した入札者であつて、予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするもの有無 無

7 契約書作成の要領 要

8 申請書類の作成に関する経費 申請書類を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は 入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Items to Be Procured : A meteorological surveying instrument (6 sets)
- 2 Deadline for Delivery : March 25, 2009.
- 3 Place of Delivery : Onagawa Monitoring Station and other locations.
- 4 Deadline for Bid : November 20, 2008, 5:00 p.m.
- 5 Contact Person : Osamu Chubachi, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL: 022-211-3333

○函城県教育委員会公示第十五号
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第六十一年）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。
なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従つて傍聴しなければならない。
平成二十年十月十日

函城県教育委員会

委員長 大 村 虎 一

三 事 件					
1 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について					
2 学校教職員人事異動方針について					
3 県立特別支援学校学則の一部改正について					
4 職員の人事について					
四 傍聴者の定員					
十一人					
五 傍聴手続					
1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。					
2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選します。					
六 聞い合わせ先					
仙台市青葉区本町三一丁目八番一號					
函城県教育庁総務課総務班（電話〇二二-二二一-二二二二）					
選挙管理委員会					
○函城県選挙管理委員会					
政治資金規正法（昭和三十二年法律第六十九回国）第六条第一項の規定によつて、次のとおり政治団体の届出があつた					
平成二十年四月一日					
(その他) 政治団体の名称 代表者氏名 会計責任者 主たる事務所の所在地 届出年月日					
みらい政経懇話会 志賀 満由良 博 黒川郡富谷町成田四一九一九 平成二十年九月一日					
我妻稔後援会 佐藤 忠夫 我妻 正夫 刈田郡蔵王町宮字松原八三八 平成二十年九月八日					
さい清志後援会 庄司 久治 吾妻 隆夫 柴田郡大河原町金ヶ瀬字大橋三七 平成二十年九月十一日					
さい清志と元気なまちをつくる会 庄司 久治 吾妻 隆夫 柴田郡大河原町金ヶ瀬字大橋三七 平成二十年九月十一日					

福岡県公報						
○福選管告示第九十九号						
政治資金規正法(昭和二十二年法律第五百九十四号)第七条第一項の規定によつて、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があつた。						
平成二十年十月十日						
福岡県選舉管理委員会						
委員長 佐藤 健一						
(政説の取扱)						
政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動理由年月日	
自由民主党福岡県 千葉 靖也	会計責任者 山崎 泰正	飯沢 慎一	平成二十年九月一日	平成二十年九月一日	平成二十年九月一日	
大樹支部						
民主党福岡県第4 区総支部 石山 敬貴	同 同	三浦 幸治	竹谷 英昭	平成二十年九月十六日	平成二十年九月十六日	
(その他の政治団体)						
政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動理由年月日	
翁山会	西谷 義弘	主たる事務所の所在地	白石市字沢田五 六・一	白石市柳町六	平成二十年九月一日	
今野 雄紀	会計責任者 今野 雄紀	遠藤 夏子	平成二十年九月一日	平成二十年九月一日	平成二十年九月一日	
我妻税後援会	遠藤 忠良	代表者 遠藤 忠良	佐藤 忠夫	平成二十年九月一日	平成二十年九月一日	
松利会	安部 孝	会計責任者 安部まなみ	安部 則子	平成二十年九月十六日	平成二十年九月十六日	
同	同	主たる事務所の所在地	通雨宮町三・一 八 七	葉台一・二二一・ 七	平成二十年九月十六日	
阿部敏後援会	氏家 鴻堂 代表者 氏家 鴻堂	氏家 清弘	平成二十年九月十八日	平成二十年九月十八日	平成二十年九月十八日	
同	同	会計責任者 熊谷 繁	高橋 幸市	平成二十年九月十八日	平成二十年九月十八日	
安住連連合後援会	佐藤 文志 代表者 佐藤 文志	大和 正	平成二十年九月十九日	平成二十年九月十九日	平成二十年九月十九日	
山田じゅね福岡県後援会	木村 春雄 会計責任者 佐藤 純一	阿辺 英明	平成二十年九月二十日	平成二十年九月二十日	平成二十年九月二十日	
○福選管告示第九十四号						
政治資金規正法(昭和二十二年法律第五百九十四号)第十七条第一項の規定によつて、次のとおり政治団体が解散した旨届出があつた。						
平成二十年十月十日						
(その他の政治団体)						
政治団体の名称	代表者の氏名	解散理由年月日			解散理由年月日	
塙釜信友会	齋藤 敏子	平成二十年九月十七日			平成二十年九月十七日	
同	同	同	同	同	同	同
○福選管告示第九十五号						
政治資金規正法(昭和二十二年法律第五百九十四号)第十七条第一項の規定によつて、次のとおり政治団体が解散した旨届出があつた。						
平成二十年十月十日						
福岡県選舉管理委員会						
委員長 佐藤 健一						
(1) 収入・支出の総額						
1 収入・支出の総額	ア 前年繰越額	イ 本年収入額				
(1) 収入総額	0 円	0 円				
(2) 支出総額	0 円	0 円				
政治団体の名称 塙釜信友会						
報告年月日 平成二十年九月三十日						
1 収入・支出の総額						
(1) 収入総額	100,334 円	66,334 円				
ア 前年繰越額	34,000 円					
イ 本年収入額	100,334 円					
2 収入・支出の内訳						
(1) 収入総額						
(2) 支出総額						

ア その他の収入	34,000 円
10万円未満の収入	
合 計	34,000 円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	
(ア) 人件費	29,534 円
イ 政治活動費	
(ア) 組織活動費	70,800 円
合 計	100,334 円

○附則第十九条

政治資金規正法(昭和三十二年法律第二百四十五号)第十九条第一項の規定によつて、次のとおり資金管理団体の運営事項を異動した旨届けがあつた。

平成二十年十月十日

福島県選舉管理委員会

森 風 城 佐 藤 健 一

(他の政治団体)

資金管理団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動理由
松利会	安部 孝	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区堤八通雨宮町三・一	福島郡利府町青葉台一・二二七	平成二十年九月十六日